

公益財団法人日本セーリング連盟
スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が自ら主催若しくは共同主催する競技会またはその運営に関して、連盟が行った決定（競技中になされる審判の判定を除く。）に対する不服の申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

以上

附則

1. 2012年12月 8日制定。

（制定経緯）

本規則は、平成16年7月10日に開催した財団法人日本セーリング連盟平成16年度通常第二回理事会にて決議された同内容について、連盟が公益財団法人移行時に新定款を制定したことに伴い、従来旧寄附行為の下に制定されていた下位規程等の新設、見直しを行うにあたり、規則として新設したものである。